

- 建設リサイクル法は、建設資材の分別および資源化を促進し、有効利用や適正処理を図るため、特定建設物を使用または排出する工事における請負金額が一定規模を上回る場合、提出等が義務付けられています。

○ 特定建設資材とは

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルトコンクリート

○ 工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	当該工事に係る床面積の合計が80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	当該工事に係る床面積の合計が500m ² 以上
建築物の修繕・模様替え等工事 (リフォーム等)	当該工事の請負代金額が1億円以上 (税込)
建築物以外のものに係る解体工事 又は新築工事 (舗装、造成、擁壁等土木工事及び木材、石材、鋼材、機械器具等の組立等による工作物)	当該工事の請負代金額が500万円以上 (税込)

○ 書類の流れ

(1) 受注者が発注者へ**契約前**に提出する



「法第12条第1項に基づく書面」
(説明書)及び(分別解体等の計画等)

(2) 発注者と受注者が**契約を締結する際**に契約書に添付する



「法第13条及び省令第7条に基づく書面」

(3) 発注者が建築安全センターへ**契約後**、工事着工前までに通知する



「法第11条に基づく書面」
(通知書)

(4) 受注者が発注者へ**工事終了後**に提出する

「法第18条第1項に基づく書面」
(再資源化等報告書)

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商 号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象
建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日頃

その他については添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

■ 別表1（建築物に係る解体工事）

☐ 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②☐ 工程表（添付する場合）

注 ☐欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

建築物に係る解体工事

建築物に係る解体工事

注 □欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商 号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象
建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日頃

その他については添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

☐ 別表1（建築物に係る解体工事）

☒ 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②☐ 工程表（添付する場合）

注 ☐欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

別表2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他（_____）				
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（_____） 敷地境界との最短距離 約_____m その他（_____）				
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（_____）				
	搬出経路	障害物 ☐ 有（_____） ☐ 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他（_____）				
	残存物品	☐ 有	フロン類使用機器	☐ 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 ☐ 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫	☐ フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 ☐ 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施	
		☐ 無	その他	（_____）		
	石綿（修繕・模様替工事のみ）	☐ 有	特定建設資材への付着物	☐ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等） ☐ 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） ☐ 非飛散性石綿（スレートボード等）	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施（※事前措置が必要な場合）	
		☐ 無	その他			
その他（ 付着物 有害物質等）	☐ 有 ☐ 無					
工程ごとの作業内容	工程		作業内容			
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無			
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無			
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無			
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無			
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無			
⑥その他（_____）		その他工事 ☐ 有 ☐ 無				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）		
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥		
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥		
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥		
	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考						

注 □欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商 号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日頃

その他については添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

☐ 別表1（建築物に係る解体工事）

☐ 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☒ 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②☐ 工程表（添付する場合）

注 ☐欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事		
		☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に 関する 調査の結 果	工作物の 状況	築年数____年 その他（ ）		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約____m その他（ ）		
工作物に 関する 調査の結 果及び 工事着手 前に実施 する措置 の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（ ）		
	搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ）		
	石綿 (修繕・ 模様替工 事のみ)	☐有 特定建 設資材 への付 着物 ☐飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付け ロックウール等） ☐非飛散性石綿（石綿含有ビニール床 タイル等） ☐飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建 設資材以外のものに吹付けられた石綿） ☐飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を 含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） ☐非飛散性石綿（スレートボード等） ☐無 その他	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿 予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿 予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施（※事前措置が必要な場合）	
	その他 〔付着物〕 〔有害物質等〕	☐有 ☐無		
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み（全工事）並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分（新 築・維持・修繕工事のみ）及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分（維持・修繕・解体工 事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が 見込まれる部分（注）
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

注 ☐欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面
(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

円 (税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

円 (税込)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

法第13条及び省令第7条に基づく書面
(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等) の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 円 (税込)
(受注者の見積金額)
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

通 知 書

令和 年 月 日

越谷建築安全センター所長 様

工事発注者：戸田市長 菅原文仁

住 所：埼玉県戸田市上戸田1-18-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、
下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名			
	担当者職氏名フリガナ			
	電話番号	048-441-1800（内線 ）		
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	埼玉県戸田市		
	工事の概要	工事の種類及び規模（□欄の該当個所に「レ」を付し、規模を入力すること。）		
		□ 建築物に係る解体工事 用途_____、 階数_____、 工事対象床面積_____㎡		
		□ 建築物に係る新築または増築の工事 用途_____、 階数_____、 工事対象床面積_____㎡		
		□ 建築物に係る新築工事等であって、新築または増築の工事に該当しないもの 用途_____、 階数_____、 請負代金_____万円（税込）		
		□ 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等（ ）注 請負代金_____万円（税込）		
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
工事着手予定日：令和 年 月 日				
廃棄物の	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	
発生見込量	トン	トン	トン	
請負者	名 称	現場代理人氏名フリガナ		
	所 在 地	〒		
	電話番号	（内線 ）	ファクシミリ	— —

※受付番号：

注 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

（例：舗装、築堤、土地改良等）

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商 号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所 戸田市地内

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円

(うち、取引にかかる消費税額) 万円

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

☐再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]